

## 大阪市条例第59号

大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u>（平成18年国土交通省令第116号。以下「基準省令」という。）の例による。</p> <p>(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条から第8条までに定めるもののほか、基準省令第3条、第5条から第9条まで、第11条、第13条、第15条から第25条まで、第29条から第31条まで及び<u>第44条から第47条まで並びに基準省令附則第2項及び第5項並びに基準省令第27条において準用する基準省令第13条、基準省令第28条において準用する基準省令第16条並びに基準省令第32条において準用</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u>（平成18年国土交通省令第116号。以下「基準省令」という。）の例による。</p> <p>(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条から第8条までに定めるもののほか、基準省令第3条、第5条から第9条まで、第11条、第13条、第15条から第25条まで、第29条から第31条まで及び<u>第33条から第36条まで並びに基準省令附則第2項及び第5項並びに基準省令第27条において準用する基準省令第13条、基準省令第28条において準用する基準省令第16条並びに基準省令第32条において準用</u></p> |

する基準省令第31条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までに定めるところによる。

(歩道等及び自転車歩行者専用道路等の有効幅員)

第4条 [略]

[2 略]

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第28条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第29条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は当該自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(立体横断施設に設けるエレベーター)

第6条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、基準省令第12条各号（第10号を除く。）に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合する構造とするものとする。

(1) 籠及び昇降路の出入口の戸は、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する機能を有すること

(2) 籠内の両側面及び乗降口には、車椅子

する基準省令第31条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までに定めるところによる。

(歩道等の有効幅員)

第4条 [同左]

[2 同左]

[新設]

[新設]

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(立体横断施設に設けるエレベーター)

第6条 [同左]

(1) かご及び昇降路の出入口の戸は、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する機能を有すること

(2) かご内の両側面及び乗降口には、車い

|  |   |
|--|---|
| <p>使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること</p> <p>(3) <u>籠内</u>及び乗降口に設ける操作盤は、押しボタン式とすること</p> <p>(4) <u>籠内</u>に設ける操作盤（第2号の車椅子使用者が円滑に操作できる位置に設ける操作盤以外の操作盤を設ける場合にあつては、当該操作盤に限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けること</p> <p>(5) 第2号に掲げる基準に適合する<u>籠内</u>の両側面に設ける操作盤のうち1以上の操作盤には、呼びボタン付きのインターホンを設けること</p> | <p><u>す</u>使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること</p> <p>(3) <u>かご</u>内及び乗降口に設ける操作盤は、押しボタン式とすること</p> <p>(4) <u>かご</u>内に設ける操作盤（第2号の車いす使用者が円滑に操作できる位置に設ける操作盤以外の操作盤を設ける場合にあつては、当該操作盤に限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けること</p> <p>(5) 第2号に掲げる基準に適合する<u>かご</u>内の両側面に設ける操作盤のうち1以上の操作盤には、呼びボタン付きのインターホンを設けること</p> |
| <p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>   |   |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。